

個人情報訂正請求書

株式会社エヌ・イー計測
個人情報担当窓口 殿

貴社が保有しているデータベースのうち、私の個人情報の内容で事実と相違がありますので
訂正請求をここに依頼します。

1. ご請求者（ご本人）

平成 年 月 日

ご住所：

ご氏名： 印

電話番号： — —

2. 訂正内容（なるべく具体的にお願いします）

訂正前	訂正後

「事実と相違する」と判断された理由もお書きください

3. 代理人によるご請求の場合は以下にご記入ください

ご住所：

ご氏名： 印

電話番号： — —

☐ ご本人が15才未満の方の親権者→戸籍謄本が必要です

☐ ご本人の成年後見人の方→登記事項証明書が必要です

☐ 上記以外の代理人

→実印を押印した所定の委任状、ご本人の印鑑登録証明書（3ヶ月以内）、ご本人と代理人
の公的証明書（詳細別紙「公的証明書について」参照）のコピーが必要です

＜公的証明書の種類について＞

開示、訂正、利用停止・消去、第三者提供禁止、の各ご請求については、下記の公的証明書等をご準備ください。

＜１枚で証明できるもの＞ ・有効な日本国旅券 ・運転免許証（国内で発行された国際運転免許証及び仮運転免許証を含む。） ・住民基本台帳カード（写真付き） ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証（猟銃の射撃教習を受ける資格の認定証で都道府県公安委員会発行のもの） ・検定合格証（警備員に関する検定の合格証で都道府県公安委員会発行のもの） ・官公庁（共済組合を含む。）がその職員に対して発行した写真の貼られた証明書 ・独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人がその職員に対して発行した写真の貼られた身分証明書 ・総務省設置法（平成１１年法律第９１号）第４条第１５号の適用を受ける特別法人（平成１６年４月１日現在、公団７法人、事業団２法人、公庫６法人、特殊銀行・金庫３法人、特殊会社１２法人、その他１２法人）がその職員に対して発行した写真の貼られた証明書	＜２枚で証明できるもの（Ａ）＞ ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証 ・船員保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金証書 ・厚生年金保険年金証書 ・船員保険年金証書 ・共済年金証書 ・恩給証書 ・一般旅券発給申請書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書及び登録印 ・顔写真が貼ってある身体障害者手帳 ＜上記（Ａ）１枚とセットで証明できるもの＞ （下記のうち２枚は不可） ・失効した日本国旅券 ・学生証・生徒手帳（いずれも写真付きのもの） ・会社等の身分証明書（写真付き） ・公の機関が発行した資格証明書（写真付き） ・母子手帳
---	--